

令和4年度財務会計システム更新事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月  
宇多津町総務課

1. 事業名

令和4年度財務会計システム更新事業

2. 目的

本事業は、現行の財務会計システムの実行サーバOSがサポート終了することを機に、再調達を行うものであり、長期にわたってサポート可能であるシステムの導入を目的とする。

3. 事業期間

① システム構築及びデータ移行期間

1. 予算入力・予算査定

令和4年11月30日まで

2. 予算執行他

令和5年3月末まで

② システム運用期間

令和4年12月1日～令和9年11月30日（60カ月）

4. 見積限度額

上限額を、24,486千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この金額は、契約予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

5. 事業内容

別紙「令和4年度財務会計システム更新事業調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）のとおり。

6. 参加資格

本事業に参加する提案者は、公告日現在から導入候補者決定の日までにおいて、次の各号の要件を全て満たす者とする。

① 宇多津町入札参加資格者名簿（物品）に登録されていること。

② 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第2項の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

③ 宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年要領第2号）に基づく指名停止要件に該当していない者であること。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たす者とする。

(ア) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

(イ) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

- ⑤ 宇多津町税に滞納のない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 7. 参加意思表明書

本プロポーザルに参加する者（以下「参加申込者」という。）は、次に定めるところにより参加表明を行うものとする。

### (1) 提出書類

- ① 宇多津町プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）

### (2) 提出期限

令和4年7月19日（火曜日）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

提出書類を、郵送または持参により提出する。

提出書類を封筒に入れ、封筒の表に参加団体の商号または名称を記載し、「令和4年度財務会計システム更新事業プロポーザル参加意思表明書在中」と朱書きすること。

### (4) 提出先

「問い合わせ先及び提出先」のとおり。

## 8. 参加資格審査

### (1) 参加資格要件の確認

参加意思表明書の内容を審査し、当該参加資格に適合しているか確認する。

### (2) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、宇多津町プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知する。

## 9. 質疑及び回答

### (1) 質疑書の提出

質疑書（様式第2号）により、電子メールにて提出すること。なお、行き違い防止のため必ず電話により本町担当者に連絡すること。

### (2) 質疑書の提出期限

令和4年7月15日（金曜日）正午まで（必着）

### (3) 質疑書の提出先

「問い合わせ先及び提出先」のとおり。

### (4) 質疑書に対する回答

令和4年7月21日（木曜日）午後5時までに、参加申込者に電子メールにて回答する。

## 10. 企画提案書

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式第3号）

- ② 経費見積書（様式第4号）
- ③ 経費見積内訳書（様式第5号）
- ④ 機能要件回答書

(2) 提出期限

令和4年7月25日（月曜日）正午まで（必着）

(3) 提出方法

提出書類を、郵送または持参により提出する。

提出書類は、7部（正本1部のみ押印、残り6部は複写）及び、提出書類をPDF形式、機能要件回答書をExcel形式で保存したCD又はDVDを1枚とする。

提出書類等を封筒に入れ、封筒の表に参加団体の商号または名称を記載し、「令和4年度財務会計システム更新事業プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

「問い合わせ先及び提出先」のとおり。

## 11. 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

- ① 提出書類に基づく書類審査を実施する。
- ② 一次審査の結果は、参加申込者全員に対して通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査の結果が優良である参加申込者に対して二次審査への日程を案内する。

- ① プレゼンテーション内容は、企画提案書に基づくもので、提案事項及び自由提案について実施し、当該システムのデモンストレーションを内容に組み込むこと。
- ② プレゼンテーションの時間は90分、質疑の時間は30分とする。
- ③ プレゼンテーションで配布する資料は参加申込者が印刷し各6部を準備すること。
- ④ プレゼンテーションをオンライン会議形式で行う場合は、参加申込者が現地で設定を行うこと。なお、回線切断等不測の事態が発生した場合も時計は止めないことに注意すること。
- ⑤ プレゼンテーションを行うにあたり、本町で用意することの出来る物品は次のとおり。
  - 1. 大型ディスプレイ
  - 2. HDMIケーブル

## 12. 審査基準

本町が財務会計システムに求める事務負担の軽減、業務継続性、保守体制、将来性、提案者及び提案システムの取り組みや実績等を総合的に判断し、第一受託候補者及び第二受託候補者を決定する。

## 13. 協議及び契約締結

本町と第一受託候補者にて契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結するものとする。

る。協議の結果、双方が合意に至らなかった場合、第二受託候補者と協議を行うものとする。契約手続きは、宇多津町契約規則の定めるところにより行う。契約締結後において、受注者に本提案における失格事由、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、本町は契約を解除できるものとする。

#### 14. 失格事由

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類提出がされた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 経費見積書に記載の金額が、見積限度額を上回る場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

#### 15. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに参加するための一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 審査等に対して、異議申立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも応じない。
- (3) 本プロポーザルの結果の公表は第一受託候補者のみ行う。
- (4) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (5) 提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 提出された書類等は、情報公開の請求により公開することがある。
- (7) 参加意思表明書の提出以降に、辞退する場合は提案辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (8) 提案は1者1提案までとする。

#### 16. 問い合わせ先及び提出先

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町総務課 担当：三宅

電話：0877-49-8013

E-Mail：soumu@town.utazu.kagawa.jp